

経営休止と補償計画法

深山 明

I 序

西ドイツにおいては、さまざまなレベルでの共同決定が、法律に基礎づけられて実現している¹⁾。かかる共同決定制度は、1970年代に社会民主党 (SPD)・自由民主党 (EDP) 連立政権によって拡充・強化された。ところが、それは、1982年から政権を担当しているキリスト教民主同盟/社会同盟 (CDU/CSU) の主導によって弱体化されようとしているのである。

周知のように、経営レベルでの共同決定は、1952年の経営組織法 (Betriebsverfassungsgesetz) の制定以来、約40年にわたって実施されている。この経営組織法は、1972年に SPD・FDP によって、全面的に改正された²⁾。それによって、従業員の保護に関する規定が著しく強化されたのである。同時に、企業は、きわめて大きな負担を課せられることとなった。我々が本稿において考察せんとする補償計画 (Sozialplan)³⁾ に関する規定も、かかる経営組織法の改

- 1) 企業レベルでの共同決定は、「モンタン共同決定法」(1951年)、「1952年経営組織法」(1952年)、「共同決定法」(1976年)に基づいており、経営レベルおよび職場レベルでの共同決定は、「経営組織法」(1972年)に基づいている。
- 2) この結果、旧経営組織法の規定は大部分廃止されたが、企業レベルでの従業員経営参加を規定した第76条、第77条、第81条、第85条は、このかぎりではなく、それらは、「1952年経営組織法」と改称されて、今日でも有効である。
- 3) 企業が経営休止などのいわゆる経営変更 (Betriebsänderung) などを実施し、それによって従業員に経済的な不利益が生じる場合、このような不利益を調整・緩和するために、補償計画が策定されねばならない。そして、経営協議会 (Betriebsrat) には、この補償計画の策定に関して、共同決定権が与えられている。補償計画の性格や内容などについては、深山 明「経営休止と経済的不利益の補償」吉田和夫編『企業と規制』清文社、1989年、249ページ以下、深山 明「経営休止と補償計画」日本経営学会編『経営学論集』第60集、千倉書房、1990年、264ページ以下を参照。

正の際に導入されたのである。補償計画の問題は、1980年代はじめからの企業危機 (Unternehmungskrise) の増大に規定された経営休止 (Betriebsstilllegung) の増加、さらに、1992年の EC 市場統合を前にして激増している M&A&Dなどを背景として、ますます重要になってきている。それゆえ、当該問題が、さまざまな論者によって、議論の対象とされているのである。

ところで、企業危機の深化とともに、西ドイツにおいては、倒産 (破産 [Konkurs]、和議 [Vergleich] など) が多発し、AEG テレフンケンの倒産など、大型倒産の著しい増加が看取された⁴⁾。そのような状況の下において、①破産の場合に補償計画が策定されるべきか否か、②補償計画に基づく要求が破産法 (Konkursordnung) 第61条に規定されているランク⁵⁾のどこに位置づけられるか、ということが問題となったのである。かかる問題に関しては、組営組織法は全く定めておらず、また、1877年制定の破産法はすでに経済の現実符合しなくなっており、「破産の破産 (Konkurs des Konkurses)⁶⁾」といわれる状態で、その全面改正が計画されていたのである。まさに、「法的不安定性 (Rechtsunsicherheit)⁷⁾」が生じていたのであった。ちなみに、経営組織法の補償計画規定を企業破産に適用することについては、労働法の領域では賛成意見が、破産法の領域では反対意見が支配的であったといわれている⁸⁾。

このような法律上の不備を克服するために制定されたのが「補償計画法

-
- 4) Töpfer, A. und Schimke, E. : Krisenmanagement als Grundlage für die Sanierung, in : Schimke, E. und Töpfer, A. (Hrsg.) : Krisenmanagement und Sanierungsstrategien, 2. Aufl., Landsberg am Lech 1986, S. 7 ff. 深山 明「経営休止と経営休止・売却」『商学論究』36巻第4号、1989年、210ページ以下。
 - 5) 破産法第61条は、破産手続において弁済されるべき債権の優先順位を規定しており、6つのランクを明示している。
 - 6) Uhlenbruck, W. : Grundzüge eines künftigen Insolventsrechts nach den Vorstellungen der Reformkommission, BB, 39. Jg. (1984), S. 1949 ; derselbe : Erfahrungen mit dem geltenden Insolvenzrecht, BFuP, 35. Jg. (1983), S. 96 ff.
 - 7) Krystek, U. : Unternehmungskrise, Wiesbaden 1987, S. 274. これに関して、エンゲルハルト (Engelhard, H. A.) は、「この状態は、法律的、経済的そして社会政策的に受容できない」(Engelhart, H. A. : Ist eine Reform des Insolventsrechts überfällig?, BFuP, 35. Jg. (1983), S. 93.) と述べている。
 - 8) Balz, M. : Das neue Gesetz über den Sozialplan im Konkurs- und Vergleichsverfahren, Köln 1985, S. 1 f.

(Sozialplangesetz)⁹⁾」である。以下においては、補償計画法規定の破産への適用ということを経営休止問題の一環として考察することにしたい。

II 破産と破産手続

一般に、「キャッシュ・フロー（流動性）の領域と財産状態の両方か一方において、一定の不十分性（Insuffizienz）が生じる場合、企業は倒産しているのである¹⁰⁾」といわれている。破産は、倒産処理手続の1つであって、それは、「裁判所による企業の強制的な解体¹¹⁾」を意味しており、利用可能なすべての財産（＝破産財団〔Konkursmasse〕）が換価（Verwertung）され、一定の規定に従って、債権者（Gläubiger）に配当（Verteilung）されるのである。そして、破産なる事態を生じさせる破産原因（Konkursgrund）としては、支払不能（Zahlungsunfähigkeit）と債務超過（Überschuldung）が考えられる。前者は、金銭債務を弁済するための資金の継続的な不足を意味し、後者は、債務が財産を上回ることを意味する。

破産手続は、次のようにして行われる。

まず、債務者または債権者によって、区裁判所（Amtsgericht）に対して破産申し立て（Konkursantrag）が行われる。手続開始の前提が満たされていて、この申し立てが却下されない場合、裁判所は、破産手続を開始し、破産管財人（Konkursverwalter）を選任する。破産管財人は、破産財団の管理と換価を行う。次いで、破産財団の確保のための一般的仮差し押さえ（offene Arrest）、商業登記簿（Handelsregister）への記載が行われる。次に、破産財団の配当手続が行われるのであるが、それは、3つのプロセスを経て実施される。まず、取戻（Aussonderung）、別除（Absonderung）および相殺（Aufrechnung）が

9) 正式名称は、「破産手続および和議手続における補償計画法に関する法律（Gesetz über den Sozialplan im Konkurs- und Vergleichsverfahren）」である。

10) Haje, R. : Sozialplaneinfluß auf Insolvenzscheidungen, Schwarzenbek 1979, S. 1.

11) Wiezorek, B. : Lexikon der Industriebetriebslehre, Ludwigshafen (Rhein) 1989, S. 106.

行われる。さらに、財団請求権 (Masseanspruch) すなわち財団債権者 (Massegläubiger) の要求の充足がなされる。そして、残りの配当可能な財団すなわち配当財団 (Teilungsmasse) が破産債権者に配分されるのである。

破産手続は、①債権者によって終了計算書 (Schlußrechnung) が承認された後の裁判所による終結決定、②すべての債権者の同意による廃止 (同意廃止)、③財団の不足による廃止 (同時破産廃止)、④強制和議 (Zwangsvergleich: 破産法上の和議) によって終了する。

以上のような破産手続の中で、われわれの問題にとって重要なのは、破産財団の配当である。それをより詳細に示すと、次のようになる¹²⁾。

まず、破産財団から、取戻、別除、相殺が行われる。

- | | |
|-------|--|
| (1)取戻 | 破産者に帰属しない財産の返還 |
| | ・賃借しているもの |
| | ・所有権留保のまま引き渡されたもの |
| (2)別除 | 破産財団に属する特定の財産についての特別の権利を有する債権者に対する優先弁済 |
| | ・不動産担保権 (抵当権 / 土地債務) |
| | ・担保権 (法律によるもの / 契約によるもの) |
| | ・譲渡担保 |
| | ・担保のための債権譲渡 |
| (3)相殺 | 債権者および債務者として破産にかかわっている人との相互の要求の相殺 |

さらに、財団請求権の弁済が行われる。この財団請求権には、財団債務 (Masseschulden) と財団費用 (Massekosten) が含まれる。

(4)財団請求権

- | | |
|-------|------------------|
| ①財団債務 | 破産開始後にはじめて発生した債務 |
|-------|------------------|

12) 以下の叙述は、ヴィーツォレク (Wiezorek, B.) の説明を修正したものである。
Vgl. Wiezorek, B.: a. a. O., S. 108.

- ・賃借料、人件費、修繕費など
- ②財団費用 破産手続の費用
 - ・裁判費用
 - ・破産管財人の報酬
 - ・破産債務者に対する扶助料の支払

以上の結果、配当原資たる配当財団が確定し、これによって破産債権 (Konkursforderung) の弁済がランクに従って行われる。

(5)破産債権

- ①優先的破産債権
 - ランク 1: 未払いの賃金および給料 (破産開始前 1 年から 6 カ月のもの)
 - ランク 2: 未払いの公課 (とくに租税)
 - ランク 3: 教会、学校および公的な団体の請求
 - ランク 4: 医師、看護婦および薬局の請求
 - ランク 5: 子供、被後見人および被保護者の請求
- ②一般的破産債権
 - ランク 6: その他のすべての請求

以上のことから明らかなように、破産法の配当規定は、保護される債権者、財団債権者、優先的債権者、一般的債権者という 4 つのグループを区別している。各グループの得る額を、ドゥルカルツィーク (Drukarczyk, J.) は、次のように表している¹³⁾。

保護される債権者は、取戻権と別除権に基づく要求をもっている。彼の要求を F_s^N 、換価された保全財 (Sicherungsgut) の額を V^s 、($F_s^N > V^s$ の場合) $F_s^N - V^s$ という不足分に関する要求充足率を q^t とすると、彼が得る額 F_s^t は、

$$F_s^t = \min \{ F_s^N; V^s + q^t(F_s^N - V^s) \}$$

である。

13) ドゥルカルツィークの説明を一部修正している。Drukarczyk, J.: Unternehmen und Insolvenz, Wiesbaden 1987, S. 338 ff.

財団債権者は、財団費用および財団債権に照応する額 (MV) を得る。

さらに、優先的破産債権者の得る額 (F_{BK}^L) は、次のようにして算定される。ただし、 F_{BK}^N は優先的破産債権者の要求額、 V^L は企業の清算価値 (Liquidationswert)¹⁴⁾ である。

$$F_{BK}^L = \min \{ F_{BK}^N ; V^L - V^S - MV \}$$

そして、一般的債権者は、次のような額 (F_{EK}^L) を得ることになる。ただし、 F_{EK}^N は一般的債権者の要求額、 q^L は配当率を意味する。

$$F_{EK}^L = \min \{ F_{EK}^N ; q^L \cdot F_{EK}^N \}$$

$$q^L = \frac{V^L - V^S - MV - F_{BK}^L}{F_{EK}^N + (F_{EK}^N - V^S)}$$

III 補償計画法の成立

すでに述べたように、経営組織法第112条の補償計画規定の企業破産への適用は、経営組織法においても、破産法においても定められていなかった。しかし、「使用者の破産における従業員の保護が十分であるとみなされねばならないか、改善が必要であるとみなされねばならないかという問題、あるいは、かかる保護が破産企業の他の債権者を犠牲にして強化されすぎたかという問題¹⁵⁾」をめぐって、議論が惹き起こされたのである。当然のことながら、企業の従業員およびその利益を代表する人々は、破産の場合における補償計画策定と補償計画に基づく要求をランク1の優先的破産債権として取り扱うことを主張した。企業の利益を代表する人々は、そのような主張に反対した。というのは、「補償計画の策定が、とくに破産の場合において、手続を円滑に遂行する際の非常な妨げであった¹⁶⁾」からであり、「補償計画に特権を与えることによって、

14) 企業の財産を換価した額。

15) Gessner, V. und Plett, K. : Der Sozialplan im Konkursunternehmen, Köln 1982, S. 9.

16) Krystek, U. : a. a. O., S. 274.

それが配当財団に対するランクの低い要求の配当率を小さくする¹⁷⁾」からである。

このような状況を克服するために、補償計画法が制定されたが、この法律ほど混乱した前史をもつ法律はないといわれている¹⁸⁾。

1974年9月17日の判決において、連邦労働裁判所(BAG)は、破産における補償計画策定の妥当性を肯定し、破産後の補償計画に基づく要求を破産債権よりも優先される財団債務とみなすという見解を示した(ただし、破産前の補償計画については判断を示さなかった)。つづいて、連邦労働裁判所拡大部(groBer Senat)は、1978年12月13日に決定を下した¹⁹⁾。それによると、補償計画要求は、優先的破産債権であって、破産法第61条のランク1よりも上位に位置づけられるのである。そして、いわゆる法の発展(Rechtsfortbildung)によって、ランク「ゼロ」(Rang „null“)といわれた新たなランクがつくられたのであった。

さらに、1983年5月には、SPDの連邦議員団は、「破産法の改正に関する法律の草案」を提出した²⁰⁾。それは連邦労働裁判所の決定を明文化し、これを正式の法律によって守ろうとするものであった。そして、補償計画に基づく要求をランク1に位置づけ、従来のランク1~6をランク2~7とすることが主張された²¹⁾。

上述のような連邦労働裁判所の判断に対して、多くの論者が反対意見を表明し、また、2人の破産管財人が憲法異議(Verfassungsbeschwerde)を申し立てた。連邦憲法裁判所は、1983年10月19日の決定において、連邦労働裁判所の判決や決定にみられる補償計画要求の優先を違憲であるとみなした。というの

17) Gessner, V. und Plett, K.: a. a. O., S. 10.

18) Uhlenbruch, W.: Das Gesetz über den Sozialplan im Konkurs- und Vergleichsverfahren, NJW, 38. Jg. (1985), S. 712.

19) この決定に関しては、以下の文献において詳細に検討されている。Vgl. Beuthien, V.: Sozialplan und Unternehmensverschuldung, Düsseldorf 1980.

20) すでに1982年に政権は交代しており、SPDは野に下っていた。

21) このSPD案に関しては、1984年4月4日に、ドイツ連邦議会で公聴会が開催されたが、反対意見が支配的であった。Vgl. hierzu Uhlenbruch, W.: a. a. O., S. 712; Balz, M.: a. a. O., S. 38.

は、「補償計画に由来する従業員の要求に特権を与えることは、すべての他の債権者に不利に作用する²²⁾」と考えられたからであり、基本法第20条の法治国家原理に符合しないとみなされたからである。また、補償計画債権者 (Sozialplangläubiger) の無制限な優先が、基本法第14条の観点から問題とされたのである。バルツ (Balz, M.) は、「連邦憲法裁判所は、補償計画による補償金が従業員にとって——連邦労働裁判所 (拡大部) が考えたように——その存在にかかわるような意義をもつということを疑っていた²³⁾」と述べている。

連邦憲法裁判所の決定に規定されて、連邦労働裁判所は、1984年4月30日に、補償計画に基づく要求が、破産法第61条における優先的破産債権ではなく、一般的破産債権であるとの判決を下した。すなわち、当該要求が、ランク1~5の後に、ランク6として位置づけられたのである。

このような連邦裁判所の判決の問題点は、次の如くである。上述のように、補償計画に基づく要求は、一般的破産債権とみなされるようになった。ところが、その当時、一般的破産債権は、平均3~5%しか充足されていなかったのである²⁴⁾。したがって、補償計画要求の配当率も3~5%ということになる。かかる事態に対して、ウーレンブルック (Uhlenbruck, W.) は、「この分類 (=補償計画要求を一般的破産債権とみなすこと——引用者) は、補償計画要求の社会的な意義に符合せず、一般に社会政策的に不満足であるとみなされた²⁵⁾」との見解を示し、また、バルツも、「補償計画は、立法者の介入がなければ、倒産においてその社会的な機能を果たすことができないであろう。経営組織法第111条による経済的事項における経営協議会の共同決定は、使用者の倒産によって空回りするおそれがある²⁶⁾」と述べており、連邦労働裁判所の判決に対して不満の意を表明している。このような議論をきっかけとして、連邦政府は、その当時の法的状況 (Rechtslage) が社会政策的に適切ではないとの見解を明

22) Uhlenbruck, W. : a. a. O., S. 712.

23) Balz, M. : Der Sozialplan im Konkurs- und Vergleichsverfahren, DB, 38. Jg. (1985), S. 689.

24) Balz, M. : a. a. O., S. 689.

25) Uhlenbruck, W. : a. a. O., S. 712.

26) Balz, M. : a. a. O., S. 689.

らかにした²⁷⁾。そして、連邦労働裁判所の判決後、法務省は暫定的解決 (Zwischenlösung) のための立法の準備に着手したのである。

1984年5月22日の閣議決定を経て、1984年8月28日に補償計画法の政府草案が提示された。また、それに先立つ1984年6月16日、倒産法委員会は、補償計画給付の絶対的および相対的制限が不可欠であるとの決議を行っている。そして、政府草案作成の目的は、①従業員の適切な保護と経営体制 (Betriebsverfassung) の機能可能性の維持、②法的安定性をできるだけ高めること、③現行の破産法および経営組織法上の権利をできるだけ侵害しないこと、④計画されている倒産法改正の前例となることの回避、であった²⁸⁾。この政府案は、1984年10月5日の連邦参議院 (Bundesrat) による態度表明後、1984年11月8日の第1読会、12月13日の第2・第3読会において審議された。さらに、1985年2月7日、連邦参議院は、連邦議会の採決の結果に同意し、調整委員会 (Vermittlungsausschuß) を開催しないことを決定した。そして、2月20日の連邦大統領による認証を経て、1985年2月28日に補償計画法は施行されたのである。

補償計画法は、①補償計画要求の優先、②時間的限定 (=有効期間は、1985年2月28日から1988年12月31日まで)、③補償計画給付の絶対的及び相対的制限、という3つの特質をもっている。

上述のように、補償計画法は、あくまで問題の暫定的解決をめざすものである。それは、破産法の不完全性の補足でもなく、最終的な法典編集 (Kodifikation) でもない²⁹⁾。それゆえ、この法律は、限時法 (Zeitgesetz) であり、当該問題の最終的な解決は、倒産法の全面改正に委ねられたのである³⁰⁾。

27) Balz, M. : Das neue Gesetz über den Sozialplan im Konkurs- und Vergleichsverfahren, S. 6 f.

28) Balz, M. : Der Sozialplan im Konkurs- und Vergleichsverfahren, S. 689 ; Krystek, U. : a. a. O., S. 274.

29) Balz, M. : a. a. O., S. 690.

30) 1989年1月1日に新しい倒産法が施行されるはずであった。

IV 補償計画給付と補償計画法

補償計画法は、全体で8条からなる法律であり、それは、適用範囲（第1条）、破産開始後の補償計画（第2条）、破産開始前の補償計画（第3条）、補償計画に基づく要求のランク付け（第4条）、和議手続への従業員の参加（第5条）、経過規定（第6条）、ベルリン条項（第7条）、発効および失効（第8条）について定めている。

補償計画法は、破産開始の時点を基準にして、次のような補償計画を区別している。

- A. 破産開始後に策定された補償計画
- B. 破産開始前に策定された補償計画
 - a. 破産開始前3カ月以内の補償計画
 - b. 破産開始前3カ月より前の補償計画

この法律の諸規定の中で、当面の課題にとって重要であるのは、(1)補償計画給付の絶対的制限、(2)補償計画給付の相対的制限、(3)補償計画要求のランク付けである。以下において、これらに言及することにする。

(1)補償計画給付の絶対的制限

破産開始後の補償計画の場合、個々の要求は、従業員の月収の2.5倍以下に制限される。そして、この制限を上回る補償計画要求は、全部が無効である（第2条）。また、破産開始前3カ月以内の補償計画の場合も、個々の要求は従業員の月収の2.5倍以下に制限される。この制限を上回る部分は、破産手続においては有効ではなく、その部分の充足は、破産債務者の破産とは関係のない財産によって行われねばならない（第3条）。したがって、かかる絶対的制限によって、補償計画給付の上限が、解雇制限法（Kündigungsschutzgesetz）の定めている補償金の上限よりもかなり低く設定されることになった³¹⁾。補償計画の上限

31) 解雇制限法第10条によると、補償金の上限は、月収の12倍である。

の算定の際には、すべての従業員の月収の平均ではなくて、個々の従業員の月収が基礎とされ、許容される全体額が決定される。それは、すべての従業員に対する給付額が月収の2.5倍以下であることを意味するわけではない。すなわち、補償計画法は、給付の全体額を規定しているのであって、個々の従業員に対する配分を規定しているのではないのである³²⁾。したがって、破産管財人は、経営組織法第112条のガイドライン³³⁾にしたがって、個々の経済的不利益の種類と程度を考慮して、場合によっては月収の2.5倍を上回る額を配分することになる³⁴⁾。

(2)補償計画給付の相対的制限

補償計画法第2条および第3条に基づく補償計画給付の総額は、破産債権への配当に用いられる破産財団 (= 配当財団) の1/3を超えてはならない(第4条)。それによって、財団債権者および他の債権者の要求が顧慮されるのであり、配当財団が補償計画給付のために使用し尽くされるという事態の回避が意図されているのである。そして、補償計画要求が利用可能な配当財団の1/3を超える場合、それは縮小されねばならない。補償計画給付の算定は、次のようにして行われる³⁵⁾。

補償計画給付 = 補償計画要求 × 満足係数

ただし、満足係数 =
$$\frac{\text{配当財団}}{3 \cdot \sum \text{個々の補償計画要求 (上限は月収の2.5倍)}}$$

ゲスナーとプレット (Gessner, V. / Plett, K.) の調査研究によると、それまで配当財団のすべてを要するようなきわめて大規模な補償計画が策定されるこ

32) Fitting, K., Auffarth, F., Kaiser, H. und Heither, F. : Betriebsänderung, Sozialplan und Konkurs, München 1985, S. 54 f.

33) これに関しては、深山 明「経営休止と就業促進法」『商学論究』第37巻第1・2・3・4合併号、1989年、203ページ以下を参照。

34) Schmidt, H. : Der Sozialplan in betriebswirtschaftlicher Sicht, Wiesbaden 1989, S. 156.

35) Fitting, K., Auffarth, F., Kaiser, H. und Heither, F. : a. a. O., S. 68; Oechsler, W. A. und Schormair, T. P. : Sozialpläne, Personalwirtschaft, 12. Jg. (1985), S. 120.

とがあった³⁶⁾。絶対的および相対的制限によって、かかる事態の回避が可能になり、補償計画給付の規模が縮小されることとなったのである。また、相対的制限は、絶対的制限よりも大きな補償計画給付縮小作用をもつものとみなされている³⁷⁾。

(3)補償計画要求のランク付け

破産開始後の補償計画および破産開始前3カ月以内の補償計画の場合、それぞれの補償計画要求は、それらが利用可能な配分財団の1/3を超えないかぎり、破産法第61条のランク1の優先的破産債権として分類される。それゆえ、かかる破産債権としての補償計画要求には、破産手続における優先的地位が与えられるのである。

それに対して、破産開始前3カ月より前に策定された補償計画に関しては、補償計画法はなんら明示していない。しかしながら、この法律の規定の対象とならない補償計画については、それまで認められていた権利が全面的に有効であるとみなされる。ただ、「従業員は、この要求に関して、優先権を要求することができない³⁸⁾」のである。したがって、かかる補償計画要求は、1984年4月30日の連邦労働裁判所の判決に従って、破産法第61条におけるランク6の一般的破産債権とみなされるのである。

破産手続における補償計画の地位は、利害関係者にとってきわめて重要である。というのは、「破産債権の弁済のために利用されうる配当財団が通常は少ないので、債権者はしばしば何一つ得られない³⁹⁾」からである。すなわち、破産財団や配当財団の不足している破産がきわめて多いのである。かかる状況に関して、アンゲレ (Angele, J.) は、第1表および第2表を示している⁴⁰⁾。

以上のことから明らかであるように、破産手続における補償計画要求の位置

36) Gessner, V. und Plett, K. : a. a. O., S. 80 ff.

37) Durkarzyk, J. : a. a. O., S. 345; Schmidt, H. : a. a. O., S. 159.

38) Fitting, K., Auffarth, f., Kaiser, H. und Heither, F. : a. a. O., S. 60.

39) Schmidt, H. : a. a. O., S. 151.

40) ただし、ここでは、必要な項目のみを示している。

第1表

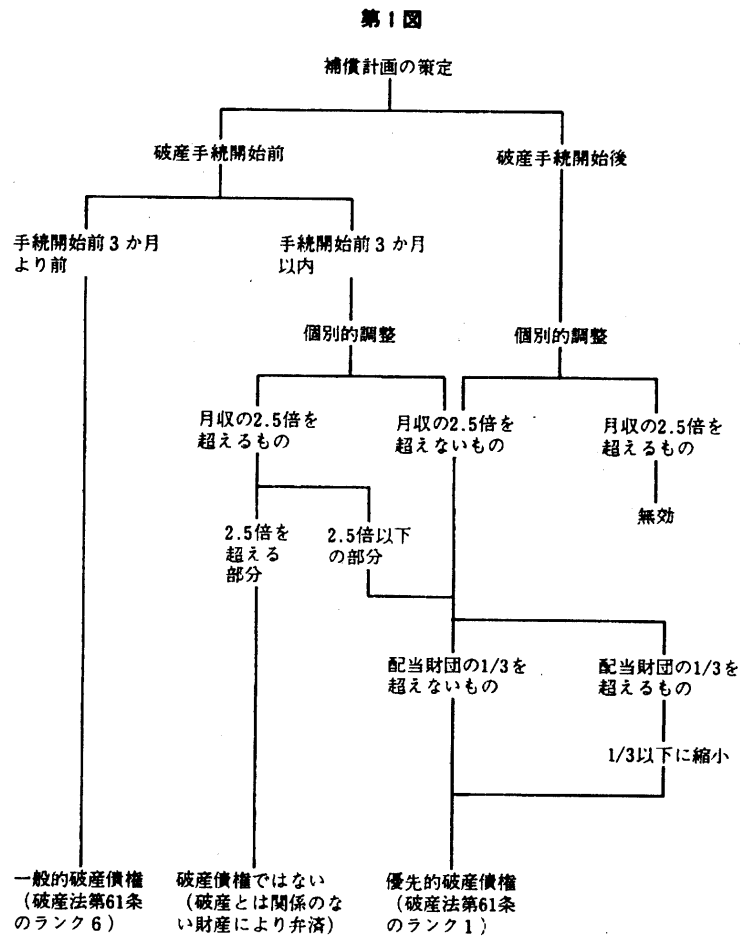
年	破 産				
	全体数	開始されたもの		財団不足により開始が拒否されたもの	
	件 数	件 数	%	件 数	%
1970	3,943	2,081	52.8	1,862	47.2
1971	4,255	2,087	49.0	2,168	51.0
1972	4,410	2,013	45.6	2,397	54.4
1973	5,277	2,596	49.2	2,681	50.8
1974	7,352	3,482	47.4	3,870	52.6
1975	8,942	3,056	34.2	5,886	65.8
1976	9,221	2,702	29.3	6,519	70.7
1977	9,444	2,607	27.6	6,837	72.4
1978	8,639	2,228	25.8	6,411	74.2
1979	8,253	2,206	26.7	6,047	73.3
1980	9,059	2,420	26.7	6,639	73.3
1981	11,580	3,162	27.3	8,418	72.7
1982	15,807	4,043	25.6	11,764	74.4
1983	15,999	3,747	23.4	12,252	76.6
1984	16,698	3,872	23.2	12,826	76.8
1985	18,804	4,292	22.8	14,512	77.2
1986	18,793	4,098	21.8	14,695	78.2
1987	17,543	3,800	21.7	13,743	78.3

出所 Anjele, J. : Finanzielle Ergebnisse der 1986 eröffneten Kokurs- und Vergleichsverfahren, Wirtschaft und Statistik, 7/1988, S. 462.

第2表

年	債 権	配当財団	配当財団の 不足	配 当 率	
				優先的破産 債権	一般的破産 債権
				%	
				100万 DM	
				%	
1970	1,431	183	1,248	43.5	4.5
1975	5,297	500	4,797	32.7	2.3
1980	3,454	335	3,119	32.1	5.8
1981	5,075	334	4,741	32.8	3.4
1982	8,576	846	7,731	35.2	7.5
1983	8,157	910	7,247	29.0	5.9
1984	7,587	560	7,027	31.0	3.6
1985	9,052	894	8,131	34.2	7.5
1986	7,946	518	7,428	31.3	3.8

出所 Angele, J. : a. a. O., S. 464.



付けはきわめて重要である。破産債権と配当財団の規模の乖離がきわめて大きく、ランクが下がるほど配当率が小さくなるからである。当然のことながら、従業員は、補償計画要求を財団債務あるいは優先的破産債権とみなすことを要求する。これに対して、他の（従業員以外の）優先的破産債権者ならびに一般的破産債権者は、補償計画要求を一般的破産債権とみなすことを希望し、自ら

の要求の可及的大なる充足をめざさんとするのである。このように、従業員と従業員以外の債権者は、自らの要求をできるだけ満足させようとするにおいて、互いに競合しているのである。

補償計画の絶対的および相対的制限、補償計画要求のランク付け等に関して、シュミット (Schmidt, H.) が一つのシェーマ⁴¹⁾を示しているが、その不適切な箇所を修正すると、第1図のようになる。

V 若干の例

以上のような補償計画法の規定に関する例⁴²⁾をいくつか示し、同規定の理解に供することにしたい。

[例 1]

2月20日に策定された補償計画は、5月20日までに破産手続が開始されるなら、第3条が適用される。また、11月30日に策定された補償計画は、2月28日までに破産手続が開始されるなら、第3条が適用される。

[例 2]

配当財団	1500000	DM
補償計画法第2、3条による補償計画要求 (ランク1)	400000	DM
他のランク1の債権	900000	DM

補償計画要求および他のランク1の債権は、すべて充足される。

[例 3]

配当財団	1500000	DM
補償計画法第2、3条による補償計画要求 (ランク1)	400000	DM

41) Schmidt, H. : a. a. O., S. 155.

42) Fitting, K., Auffarth, F., Kaiser, H. und Heither, F. : a. a. O., S. 60 ff. ; Schmidt, H. : a. a. O., S. 157 ff. ただし、若干修正している。

他のランク1の債権 2100000 DM

ランク1の債権は、全体として60%しか充足されない。それゆえ、補償計画要求は、240000DMに、他のランク1の債権は、1260000DMに縮小される。

〔例 4〕

配当財団 1500000 DM

補償計画法第2、3条による補償計画要求（ランク1） 900000 DM

他のランク1の債権 2100000 DM

ランク1の債権は、全体として50%しか充足されない。補償計画要求は、配当財団の1/3よりも大であるが、補償計画要求を450000（50%）に縮小することによって、第4条は適用されない。

〔例 5〕

配当財団 1500000 DM

補償計画法第2、3条による補償計画要求（ランク1） 900000 DM

他のランク1の債権 500000 DM

ランク2の債権 2000000 DM

ランク1の債権は、完全に充足される。しかし、その場合、ランク2の債権の弁済のためには、100000DMしか残されていない。それで、補償計画要求は、配当財団の1/3すなわち500000DMに縮小され、400000DM（=900000DM-500000DM）はランク2の債権の弁済に用いられる。したがって、ランク2の債権者は、500000DM（=1500000DM-500000DM-500000DM）すなわち要求の25%を得ることになる。

〔例 6〕

配当財団 1200000 DM

補償計画法第2、3条による補償計画要求（ランク1） 900000 DM

その他のランク1の債権 600000 DM

ランク 2 の債権 2000000 DM

この場合、ランク 1 の債権者の要求は、80%充足される。補償計画債権者は、720000DM、その他のランク 1 の債権者は、480000DM を得ることになり、ランク 2 の債権者は何も得ることができないということになる。しかし、補償計画要求が 400000DM に縮小されるので、320000DM (=720000DM-400000DM) は、その他のランク 1 の債権の弁済に用いられる。それゆえ、残りの 200000DM (=1200000DM-400000DM-600000DM) によって、ランク 2 の債権が弁済される。したがって、ランク 2 の債権の充足率は、10%である。

VI 結

以上において、補償計画と企業破産をめぐる問題について考察してきた。補償計画規定の破産への適用に関しては、いわゆる「規定の隙間 (Regelungslücke)⁴³⁾」が存在していたので、長い間さまざまに議論されてきた。しかし、補償計画法の制定によって、一応の解決がもたらされたのである。

補償計画法は、一方では、従業員に有利な規定を含んでいる。すなわち、破産開始後の補償計画および破産開始 3 カ月以内の補償計画に基づく要求は、ランク 1 の優先的破産債権とみなされた。他方では、この法律は、従業員にとって不利な規定を内容としている。補償計画給付が、絶対的および相対的に制限されるからである。かかる補償計画給付の制限に関する規定がより重要であることはいうまでもない。

すでに明らかであるように、破産に対する補償計画規定の適用問題に関しては、連邦憲法裁判所の決定がきわめて大きな役割を果たしている。このことの意味に注意しなければならない。連邦憲法裁判所裁判官は、まったく政党化されている連邦議会と連邦参議院によって選出されるのであり、連邦憲法裁判所は、時の政権の意思を反映する判決・決定を下すものと考えられるからである。これについて、イエッセ (Jesse, H.) は、「次第に政治家は自己の側の人々を裁判官に就任させようとしている。なぜなら、連邦憲法裁判所は著しい影響

43) Oechsler, W. A. und Schormair, T. P.: a. a. O., S. 120.

力を有する決定を下すからである⁴⁴⁾と述べている。このように、連邦憲法裁判所には、政治的に重要な役割が与えられているのであり、「政治機関が政治的な手段をもってしては、かちとることのできなかつた闘いを、〈カールスルーエへの途〉を利用して、憲法的手段をもって継続したことも疑いのない事実であった⁴⁵⁾」といわれる。実際、SPD 政権の下では、従業員に有利な判決・決定が、CDU/CSU 政権の下では従業員に不利な判決・決定が下されている。

われわれは、別稿において1985年の就業促進法の制定が補償計画規定の弱화를意図したものであり、企業優遇政策の一環として把握できるということを指摘した⁴⁶⁾。補償計画法も企業側の要求に応えたものである。その意味において、補償計画法と就業促進法は、同一の意図に基づいて制定され、同じ目的を与えられているとみなすことができる。まさに、2つの法律の間には1つの密接な政治的關係が存在するのである⁴⁷⁾。

本稿でとりあげたような問題は、本来は倒産法の改正によって解決されるべきであった。ところが、補償計画法が限時法として制定され、問題の暫定的解決がめざされたのである。そのことは、当時の状況がそれほど深刻であって、当該問題の解決が焦眉の急であったことを意味している⁴⁸⁾。

(筆者は関西学院大学商学部教授)

44) E. イェッセ (Eckhard Jesse) 「政治機関」大西健夫編『現代のドイツ——政治と行政』三修社、1982年、99ページ。

45) 渡辺重範「連邦憲法裁判所と憲法裁判権」大西健夫編、前掲書、186ページ。連邦憲法裁判所は、カールスルーエにある。

46) 深山 明、前掲稿、213ページ。

47) Vgl. Balz, M.: a. a. O., S. 690; derselbe: Das neue Gesetz über den Sozialplan im Konkurs- und Vergleichsverfahren, S. 35 f.

48) 補償計画法の有効期間が終了する1988年12月31日までに、新しい倒産法は成立しなかった。補償計画法は、1988年12月22日および1989年12月22日の「補償計画法の変更のための法律」によって、有効期間が2度延長され、1991年12月31日まで有効となっている。